

第5章 住民組織のあんな時こんな時 ～活動のヒントやアイデア～

ちょっとしたお悩みの解決ヒント ～住民組織アンケートより

お悩み1 住民組織加入のきっかけづくりが難しい…

地域に引っ越してくる人はいるのに、町内会に加入してくれない。個別に声をかけに行ってはいるが、無理に入らう訳にもいかず、説明した後「加入したくなったら連絡ください」と言って帰るが、その後の連絡も来ない。入らうきっかけって難しいですね。



まずは地域の活動について知つてもらうことが大切です。

「□日に○○(行事)があるので来てみませんか?」と誘つてみてはいかがでしょう?

～実際にあった話～

地域の防災訓練を行った時、初めて見かける30歳代くらいの人がいました。近くにいたので話しかけてみたら、最近引っ越してきた人でした。「行事があることは知っていたけど、なかなか参加するきっかけがなかったんですけど…。偶然家の前で草刈りをしていた人が『防災訓練があるからおいでよ』って誘ってくれたんです。声をかけていただいて嬉しかった。」と言われていました。この人はその後も積極的に行事に参加してくれています。ちょっとした声かけが参加のきっかけになるんですね。

お悩み2 若い役員にはどう頼めばいいんだろう?

うちの町内会は、会長や副会長を役員経験者から選ぶのでとりあえず欠員にはならないのですが、新たに若い人を役員に誘う方法に困っています。押し付けるみたいで頼みづらいです。



得意そうな分野をお任せするつもりでお願いしてはいかがでしょう?
ホームページ委員や体育部など具体的に頼んでみましょう。

お悩み3 組織体制の見直しつてどうすればいい？

町内会の規約で役員の種類と人数を決めています。現時点では役員の欠員は出ていませんが、そろそろ役員を出すのが難しいという声が出ています。高齢の人が後任を見つけられず、継続して引き受けている例もあります。組織体制の見直しつてどうすればいいですか？



現状に応じて規約を変更していくことが望ましいです。役員は規約で定めている事項なので、変更には総会の議決が必要です。

まずは、体制に無理がないか、役職を1つにまとめられないか、総会や役員会で話し合ってみましょう。会長や会計の役割をなくすことはできませんが、福祉、文化、体育、青少年育成など統合や兼任など可能なものはないか、町内会の実情に応じて検討してみてください。または、一人一人の負担軽減のために役員を増やすことも方法の一つです。役職ごとの負担が分散されることで役員のなり手が見つかる場合もあります。

お悩み4 世帯減少した組(班)は今後どうしたらいいんだろう

町内会で問題となっているのは、世帯数が減少した組です。施設入所などで住んでいる人が減り、今住んでいる人も高齢化して組長を引き受けられないと言われています。何とか2世帯だけ組長を引き受けられる状態なので、1年交代で組長をしていますが、いつまで続けられるか心配です。組の合併をしたらいいかもしれません、みなさんのお気持ちもあり、難しい状況です。



まずは組の仕事や役割を書き出してみましょう。1つずつ整理しながら、やり方の見直しや他の組と一緒に行うことができるものがないか考えてみましょう。

組での仕事はどういったものがありますか？回覧板をまわす、ごみステーションの管理、町内会議への出席などでしょうか？見直しの例として、組長が出席しなければならない町内会議を減らしたり、回覧板は隣の組と同じグループにしたり、ということが考えられると思います。組の合併は難しくても、隣の組と一緒に、という考え方なら受け入れやすいかもしれません。

運営のお役立ち情報

次の情報について、ご紹介します。

- ① 規約について
- ② 会議について
- ③ 役員について
- ④ 会計について

紹介する情報は一例であり、運営方法等を指定するものではありません。団体の運営や地域の状況に合わせて、参考資料としてご活用ください。

①規約（※認可地縁団体は、制定必須事項）

規約とは、住民組織の運営方法を定めるものです。

規約を作り、ルールを明文化しておくことで、安心して活動することができます。

規約制定は、総会等でよく話し合って決めることが大切です。（改正も同様）

○規約に記載する内容の例

名称	・住民組織の名称
事務所	・事務所の所在地
目的・事業	・住民組織としての設立趣旨 ・取り組む事業
区域	・住民組織の区域(○○町全域、△△町□番地から□番地など)
会員条件	・区域内に住む全住民が対象 ・入会、退会の条件や方法
役員	・役員の種類や選任方法、職務、任期など
会議	・総会、役員会など会議の種類と議決の内容、招集の方法など ※書面決議についても定めておくと、集まりにくい時にも 対応できます。
経費	・会費の額、徴収方法、会計年度、会計報告など

※このほか、集会所の管理規約や文書管理規定等を別で設ける場合があります。

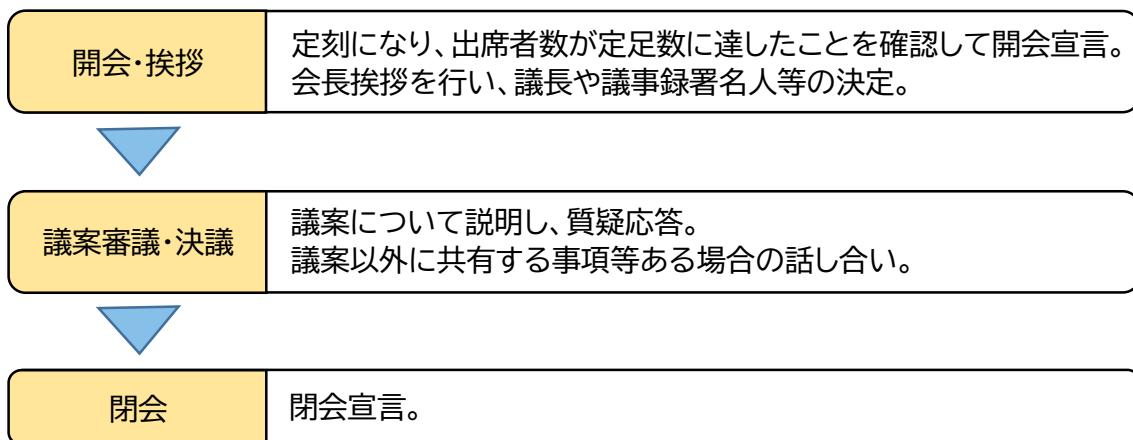
②総会

総会は規約で定めた議決事項やその他住民組織で共有する事項等を話す場です。年に一回以上開催されることが望ましいとされています。

○会議開催前の準備

- ・会議資料の作成
- ・開催を通知(日時、会場、議題など)
※規約に定めておくことで、電子メール等電磁的方法での通知も可能です。
- ・会員数、定足数(会議での議決が有効になるための最小限必要な出席数)の確認
- ・委任状、書面決議書の集計

○総会の流れ



○会議開催後の作業

- ・議事録の作成(議事録署名人の署名含む)
- ・総会結果または議事録について、欠席者に送付して共有

③役員

決めごとや行事の準備をする時に、住民全員がいつも集まることはできないため、住民組織の運営・活動の中心となる役員を決め、体制を作る必要があります。役員の種類や役割、人数は住民組織ごとに異なります。

- ★会(区)長…代表者として役員を統括します。
- ★副会(区)長…会(区)長を補佐し、不在の時は、職務を代行します。複数の副会長を置いて、行事や分野ごとに責任者を分ける方法もあります。
- ★会計…収入、支出の管理を行います。(予算決算の書類作成、預金通帳の管理等)
- ★監査…会計処理や事業運営のチェックを行います。
- ★書記…議事録や通知文書等を作成します。書記は置かず役員が順番に行うなど、役員同士で役割分担をして行う場合もあります。

規約等で役割を明確化しておくことで、役員交代しやすくなります。また、引継ぎ文書やマニュアルを作ておくことで、引継ぎをスムーズに行うことができます。

④会計

住民組織として「みんなのお金を預かっている」という意識を持って、厳重な管理や収支を確認できるよう明確化・報告することが求められます。

会計処理を適正に行うことで、住民組織が住民から信頼され、各活動に安心して取り組むことができます。

○主な収入

会費、地域の企業などからの協力金、行政からの補助金、集会所使用料等

○主な支出

行事費(お祭り等に必要な費用)、事務費(用紙、コピー代)、防犯灯や集会所の光熱水費など



会計上の留意事項

- ・お金については、口座で管理し、通帳と印鑑を別々の人が持つなど、不正が起きない、不正を疑われない仕組みにしておくことが大切です。
 - ・支出を行う場合、必ず記録し、領収書等の証拠書類を保管しましょう。
 - ・通帳の残高と帳簿類の金額が一致しているか定期的に確認しましょう。
 - ・住民組織の会計は、住民のみなさんのお金であり、どのように使う予定か、実際に使われたのかを報告する必要があります。
- ⇒会計監査を受け、帳簿類と一致しているかを確認後、総会で「予算書」と「決算書」について議決を得るようにしましょう。

⑤個人情報

住民組織が活動していくためには、名簿や連絡先などある程度の個人情報を持つことは不可欠です。

しかし、個人情報が悪用された場合、個人の利益侵害につながる可能性があり、その取り扱いには注意が必要です。



取り扱いポイント

- ①個人情報を取得する時は、何に使うか目的を決めて本人に伝えましょう。
- ②個人情報は決めた目的以外のことには使わないようにしましょう。
- ③個人情報を第三者に渡すときは、原則本人の同意を得ましょう。
- ④取得した個人情報は安全に管理しましょう。

(鍵のある場所に保管、廃棄時はシュレッダーにかけるなど)

- ⑤本人からの「個人情報の開示請求」には応じましょう。

★個人情報保護法で分からぬことがあれば、

[個人情報保護法質問ダイヤル\(03-6457-9849\)](tel:03-6457-9849) (9:30~17:30 土日祝・年末年始を除く)



↑
個人情報保護法
質問ダイヤル

こんな活動してみませんか？
～日々の生活で実は気になっていること、こんな方法もあります～

気になる1 一人暮らしの高齢者を心配しています

地域に一人暮らしの高齢者が多いので気になっています。散歩している姿を見かけると安心しますが、見かけない時にわざわざ声をかけるのは気がひけます…。でも、もし家の中で動けなくなっていたりしたら、と思うと心配です。



できること+1

社会福祉協議会に相談することで、見守り活動として、対象者を地域で見守る見守りセンター等の事業があります。

「気にかけさせてね」と言っておくことで、気になったときは遠慮なく様子を見に行くことができます。

※その他高齢者的心配事は、地域包括支援センターへご相談ください。(P.9)

サロン活動してみませんか？

サロン活動は、地域の皆さんで茶話会や体操などを定期的に集まって実施するつながりづくり活動です。

三原市では、住民組織の範囲内で行う「ふれあい・いきいきサロン」、連合町内会や小学校区単位で行う「常設サロン」として実施する場合、活動に対する助成金を受け取ることができます。

興味のある人は社会福祉協議会(P.9)にご相談ください。

常設サロン…週1回活動

ふれあい・いきいきサロン…年6回以上活動



気になる2 災害対策をしたいです

うちの地域は川が近くで浸水想定エリアに入っています。実際に浸水したことはないので、みんな危機感はないようですが、もしものとき被害にあってはいけないので、できる対策はしておきたいです。



できること+1

災害対策を地域で進めるには、自主防災組織の設立が有効です。

自主防災組織では、地域の安全対策、避難支援の体制づくりに取り組むことができます。また、自主防災組織として、防災設備の整備、避難訓練の実施、避難支援の体制づくりを行う場合、補助金が交付されます。(P.15～P.17)

興味がある人は危機管理課にご相談ください。
まずは、出前講座で周知、という方法もあります。

【問い合わせ先】

三原市役所 危機管理課
(0848-67-6165)

気になる3 外国人に行事や生活ルールを説明したいです

私の地域には外国人が多く住んでいます。

できれば行事などに参加してほしいし、ごみステーションの利用など伝えたいこともありますが、コミュニケーションに不安があります。

外国人への支援や外国人への情報提供など、相談できる所はありますか？

三原市では、外国籍市民向けの生活情報やイベントを紹介する HP を公開しています。また、外国人への情報提供や相談対応を行う国際交流員も配置しているので、詳細は二次元コードからご確認ください。



↑市の HP



↑国際交流員
Facebook



↑国際交流員
Instagram

【問い合わせ先】

三原市役所 経営企画課
(0848-67-6270)

気になる4 ごみに関する相談

町内会ではごみステーションの管理をしていますが、なかなかごみ出しルールが徹底できません。みなさんに分かりやすく伝える方法はありますか？各家庭に配ったごみの分別ガイドをなくしてしまった人もいるようです。どこからでもらうことはできますか？

ごみに関することは環境施設課にご相談ください。

分別ルールを分かりやすく伝える出前講座や、環境に関する理解促進やごみの減量への意識を高めるため、清掃工場・不燃物処理工場の見学も受け入れています。



↑ゴミの分別
ガイド



↑工場見学



↑出前講座

【問い合わせ先】
三原市役所 環境施設課
(0848-63-1210)

気になる5 地域の未来を考えていきたいです

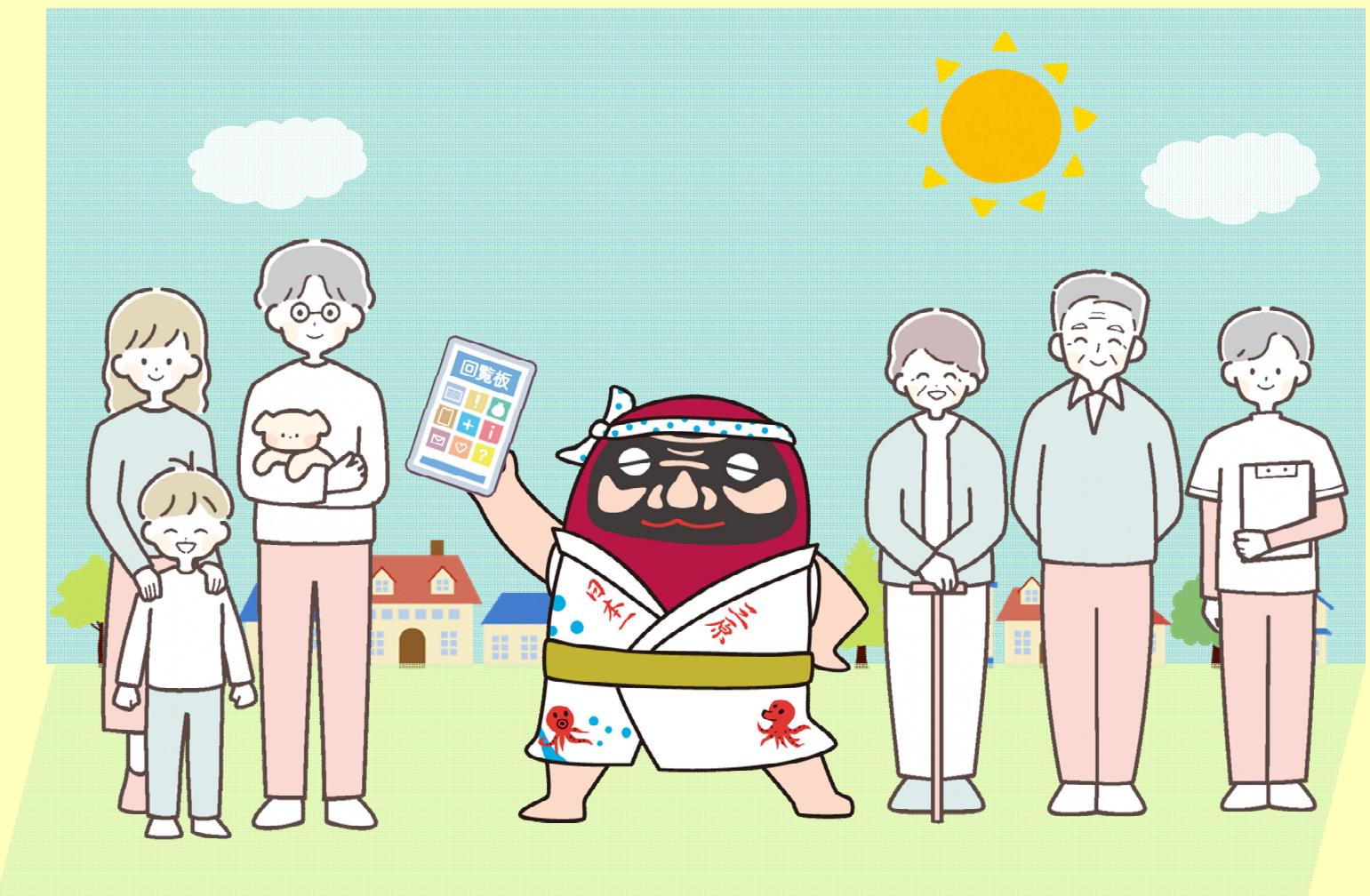
町内会の役員世代が高齢になってきました。人口も減ってきているので、このまま町内会の行事など継続していくのか不安です。

三原市では、持続可能なまちの形成(地域の維持)と新たな活力の創出(地域の活性化)を図ることを目的として地域の未来を考える「地域ビジョン」づくりを推進しています。

活動中核組織(連合町内会)を単位とし、地域のみなさんとワークショップや会議を行いながら、地域のめざす姿について考えます。

また、地域ビジョン策定に関わらず、話し合いの場の支援も行いますので、ぜひ一度みんなで地域の未来について一緒に考えてみませんか？

【問い合わせ先】
三原市役所 地域企画課
(0848-67-6184)



【発行者】

三原市経営企画部地域企画課

〒723-8601 三原市港町3丁目5番1号

TEL 0848-67-6184 FAX 0848-64-7101

令和8年2月発行